

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【公表番号】特表2011-519977(P2011-519977A)

【公表日】平成23年7月14日(2011.7.14)

【年通号数】公開・登録公報2011-028

【出願番号】特願2011-501853(P2011-501853)

【国際特許分類】

C 09 J 201/00	(2006.01)
C 09 J 11/08	(2006.01)
C 09 J 133/04	(2006.01)
C 09 J 133/26	(2006.01)
B 42 D 5/00	(2006.01)
G 09 F 3/00	(2006.01)

【F I】

C 09 J 201/00	
C 09 J 11/08	
C 09 J 133/04	
C 09 J 133/26	
B 42 D 5/00	
G 09 F 3/00	D

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月8日(2012.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

接着剤配合物であって、

(a) 約50から99重量部の感圧性接着剤、及び

(b) 約1から50重量部の非粘着性エラストラメリック微小球を含み、前記微小球が

(1) 約50から99重量部の、重量部約1から14の炭素原子を有するアルキル(メタ)アクリレートモノマー、

(2) 約1から50重量部の、ジ(メタ)アクリレート、トリ(メタ)アクリレート、テトラ(メタ)アクリレート、ジビニルベンゼン、及びそれらの組み合わせ物からなる群から選択される多官能性架橋剤、

(3) 約0.01から4.0重量%の反応開始剤、及び

(4) 約0.01から3重量%の重合安定剤、からなる反応生成物を含み、

また、構成成分(b)(1)及び(b)(2)の重量部は総量100部に等しく、かつ(b)(3)及び(b)(4)は構成成分(b)(1)及び(b)(2)の総重量を基準にした重量%である、接着剤配合物。

【請求項2】

(A) 前記アルキル(メタ)アクリレートモノマーが、イソオクチルアクリレート、イソノニル(メタ)アクリレート、イソアミル(メタ)アクリレート、イソデシル(メタ)アクリレート、2-エチルアクリレートヘキシル、n-ブチル(メタ)アクリレート、sec-ブチル(メタ)アクリレート、プロピル(メタ)アクリレート、エチル(メタ)ア

クリレート、メチル(メタ)アクリレート、イソボルニル(メタ)アクリレート、4-メチル-2-ペンチル(メタ)アクリレート、2-メチルブチル(メタ)アクリレート、t-ブチル(メタ)アクリレート、及びそれらの組み合わせ物からなる群から選択される、
(B) 前記感圧性接着剤が再配置可能な接着剤である、

(C) 感圧性接着剤が、(i) 粘着性微小球配合物、及び少なくともひとつのアクリルアミド系部分を含む接着剤バインダー、(ii) 水系粘着性微小球、(iii) 溶媒系粘着性微小球、及びそれらの組み合わせ物からなる群から選択される、

(D) 重合安定剤が、ポリアクリルアミドである、

(E) 多官能性架橋剤が、1、6-ヘキサンジオール、ジ(メタ)アクリレート、ブタンジオールジ(メタ)アクリレート、ポリ(エチレングリコール)、ジ(メタ)アクリレート、ポリブタジエンジ(メタ)アクリレート、ポリウレタンジ(メタ)アクリレート、プロポキシル化グリセリントリ(メタ)アクリレート、ジビニルベンゼン、それらの組み合わせ物からなる群から選択される、

のうち少なくとも1つを特徴とする、請求項1に記載の接着剤配合物。

【請求項3】

接着剤コーティングを形成するためシート第一表面の少なくとも一部上にコーティングされ、前記シートが紙、プラスティックフィルム、織物、合成又は天然材料の不織繊維、金属、金属化プラスティックフィルム、及びセラミックシートからなる群から選択されるシートであり、非粘着性微小球の平均直径が接着剤コーティングの厚さよりも大きい、請求項1に記載の接着剤配合物。

【請求項4】

複数のシートを含むパッドであり、それぞれのシートが対峙する第一及び第二表面、対峙する第一及び第二の周辺部エッジを有しており、請求項1の接着剤配合物のバンドが、周辺部エッジのひとつに隣接するシートの第二表面上にコーティングされている、パッド。